

新規届出、加算区分の変更、広域連合から提出の求めがあった場合、添付してください。

特定事業所加算（居宅介護支援）（Ⅰ）～（Ⅲ）、（A）の算定に係る提出書類

| 通番     | 厚生労働大臣が定める基準                                                                      | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | A  | 提出書類                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|----|--------------------------------------------------------------------|
| ①<br>② | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を、加算（Ⅰ）は、2名以上、加算（Ⅱ）（Ⅲ）（A）は1名以上配置していること。                           | ● | ● | ● | ●  | ・主任介護支援専門員研修の修了証明書                                                 |
| ③      | 常勤かつ専従の介護支援専門員を、加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、3名以上、加算（Ⅲ）は、2名以上配置していること。                               | ● | ● | ● |    | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表<br>・介護支援専門員証                                   |
|        | ※加算（A）は、常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上かつ <b>非常勤の専従の介護支援専門員を常勤換算法で1名以上配置していること。</b>           |   |   |   | ●  | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表<br>・介護支援専門員証                                   |
| ④      | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。                           | ● | ● | ● | ●  | ・概ね週1回以上の会議の開催が分かる書類（会議の開催について定めた書面、議題入りの会議録様式等）                   |
| ⑤      | 24時間常時連絡できる体制を整備していること。                                                           | ● | ● | ● | ●※ | ・24時間連絡体制（具体的な連絡方法）を明記した重要事項説明書（※1）                                |
| ⑥      | 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。                          | ● |   |   |    | ・割合の根拠のわかる書類（申請月を含む直近3か月の利用者の要介護度を一覧にしたもの等）                        |
| ⑦      | 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること。                                                      | ● | ● | ● | ●※ | ・事業所全体の研修計画書等（介護支援専門員ごとの個別具体的な研修の目標、内容。研修期間、実施時期等がわかるもの）           |
| ⑧      | 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備していること。                              | ● | ● | ● | ●  | ・地域包括支援センターが支援困難ケースと判断した該当事例の資料等（届出時点で対応実績がない場合は不要）                |
| ⑨      | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 | ● | ● | ● | ●  | ・事例検討会や研修会等の概要がわかる書類（他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施した場合でも可） |
| ⑩      | 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。                                                  | ● | ● | ● | ●  | ・事例検討会等の名称・開催日時・主催者・出席者、内容の記録（届出時点で対応実績がない場合は不要）                   |
| ⑪      | 特定事業所集中減算の適用のを受けていないこと。                                                           | ● | ● | ● | ●  | ・直近の特定事業所集中減算算定表                                                   |
| ⑫      | 介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が45名未満、居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は、50名未満であること。               | ● | ● | ● | ●  | ・介護支援専門員1人あたりの取扱件数が確認出来る書類                                         |
| ⑬      | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。                        | ● | ● | ● | ●※ | ・介護支援専門員実務研修における科目に協力又は協力体制を確保していることが確認出来る書類                       |
| ⑭      | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。                                      | ● | ● | ● | ●※ | ・事例検討会や研修会等の概要がわかる書類                                               |
| ⑮      | 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。            | ● | ● | ● | ●  | ・居宅サービス計画の写し                                                       |

※ 加算（A）について、上記⑤、⑦、⑬、⑭は他事業所（同一の事業所に限る）との連携により満たすこととしても差し支えない。

※1 加算（A）で、連携により基準を満たした場合は、連携先の事業所と利用者情報を共有することから、秘密保持を遵守するとともに利用者又はその家族に説明を行い、同意を得ることが分かる資料（マニュアル等）を追加すること。

新規届出、加算区分の変更、広域連合から提出の求めがあった場合、添付してください。

**特定事業所加算医療介護連携加算の算定に係る提出書類**

| 通番 | 厚生労働大臣が定める基準                                                                     | 提出書類                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院又は診療所等との連携回数（情報提供を受けた回数）の合計が年間35回以上であること。 | ・加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、病院等との連携回数を確認できる資料                      |
| ②  | ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定していること。（※）                                              | ・加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の3月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が5回以上であることを確認できる資料 |
| ③  | 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること。                                                    |                                                                           |

※ 令和7年4月1日までの間は、年間5回以上算定している場合